

29 高国指第 525 号

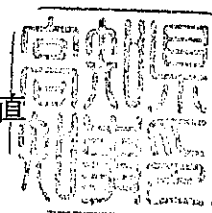
高知県国民健康保険運営協議会

会長 小田切 泰禎 様

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）附則第 9 条の規定に基づき、同法第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 1 項及び第 3 項によって、下記のことについて諮問します。

平成 29 年 11 月 10 日

高知県知事 尾崎 正直



記

諮問事項

- 1 国民健康保険事業費納付金の徴収について
（※別紙のとおり）
- 2 高知県国民健康保険運営方針について
（※別添「高知県国民健康保険運営方針（案）」のとおり）